

「新潟米」情報センターの課題と今後の運営について（案）

1. 現状認識

（1）これまでの経過

「新潟米」情報センター（以下、情報センター。）は、平成 14 年に決定した米政策改革大綱を受け、『新たな生産調整対策への移行に伴う米の産地間競争の激化に打ち勝ち、全国一の良質米主産地としての地位を確固たるものにしていくため、米需給情報等の提供を通じて、需要に即応した徹底した「売れる米づくり」と生産調整の自主的取組をサポートすること』を目的に、全農にいがた、県主食集荷組合、JA 中央会、県が構成団体となり、平成 15 年に設立された。

HP 運営については、専任者 1 名（県出身の非常勤嘱託）および県中央会職員の兼務により対応していたが、平成 24 年度に情報センターを廃止し、HP 運営を新潟県農業再生協議会（以下、県再生協。）へ移管してからは、現在まで JA 中央会で対応している状況にある。

（2）現在の業務内容

県再生協にて、情報センターの名称を継承し、情報発信を行っている。

当初は、消費者向け情報や米の歴史など数多くの掲載項目があったが、現在は米の需給に関する情報等の生産者向け情報の内容に限定しており、その内容は大きく分けて以下の 3 つに大別される。

- ①農林水産省が公表する米生産・販売等に関する情報
- ②新潟県が公表する米生産・販売等に関する情報
- ③県再生協の運営に関する情報

また、電話・FAX の他、問い合わせフォームを設置（いずれも JA 中央会にて受付）しており、各種問い合わせに対応している。

【情報センターの掲載項目一覧】

新たな米政策関連情報 <ul style="list-style-type: none">▶新潟県版マンスリーレポート▶会議資料等▶関連情報	米政策基本情報 <ul style="list-style-type: none">▶米穀基本指針▶生産数量目標▶マンスリーレポート▶確定収穫量▶作柄概況▶平年収量▶米生産費	需給流通情報 <ul style="list-style-type: none">▶入札価格、落札量▶相対取引価格▶米の検査結果
米政策関連要綱・要領 <ul style="list-style-type: none">▶経営所得安定対策等▶米の需給調整▶その他	栽培技術情報 <ul style="list-style-type: none">▶月別技術対策▶水稻技術対策速報▶管理対策（気象予報）▶管理対策（災害）▶水稻の生育状況▶病虫害発生予察	県農業再生協議会 <ul style="list-style-type: none">▶規約・諸規定▶協議会情報▶新潟県農林水産業総合振興事業

2. 抱える課題

(1) 発信情報の重要性や有効性について

前述の取り扱い情報のうち、①および②については、農水省、県が公表する情報の二次掲載であり、掲載する元データも各 HP 等から広く情報発信がされているため、当 HP での掲載の重要度は高くないものと思われる。

また、県が公表する技術対策や気象情報等は、情報の即時性が必要なため、県より関係団体へ直接連絡が届いている一方、県中央会担当が不在の場合は HP 掲載対応ができないため、有効な情報発信となっていない等の課題がある。

(2) 閲覧数・閲覧者の属性について

HP への訪問数は年々減少傾向にあり、個別の掲載情報へのアクセス数は僅少である。

なお、ほとんどが平日のアクセスであること等から、農業者ではなく関係団体による閲覧や、事務局の更新作業が大部分を占めていると推察される。

(3) 運営体制について

これまで県再生協の事務局は県および県中央会が主となって担ってきたが、令和4年度より効率的な運営に向け、業務内容や分担について見直しを行っている最中であり、より効率的・効果的な情報に絞った取り扱いや今後の運営について検討が必要な状況にある。

(4) 問い合わせ対応について

情報センターHP には問い合わせフォームおよび電話番号が掲載されており、月数件程度の問い合わせがあるが、「新潟の米がどこで買えるか」「買ったお米が美味しくない」といった消費者からの問い合わせがほとんどであるなど、情報センターが取り扱う内容とは異なるものであり、業務を圧迫している状況にある。

(5) 費用について

情報センターHP を運用するため、サーバレンタル料や IP アドレス利用料等により年間約 10 万円の他、数年毎にサーバ更新料等が発生している。

また、専用電話番号を設定しているため、年間約 2 万円の費用が発生しているなど、限られた協議会予算の一部を占めている。

3. 今後の運営について

(1) HPのリニューアル

前述のとおり、掲載内容の見直しを図ってきたものの、HP の名称には情報センターが使用されていることや、政策の変遷に伴い、掲載すべき項目も変化していることから、名称を「新潟県農業再生協議会」と改め、HP のリニューアルを行う。

(2) 発信する情報の限定

業務の効率化等の観点から、行政が発信する情報の二次掲載は廃止し、経営所得安定対策等推進事業実施要綱に基づいた協議会の業務運営に係る情報のみを発信する。

また、農業者への適切な情報発信の観点から、県再生協が主体となる事業および推進する事業の内容を掲載する。(事業の内容、申請スケジュール等の市町村・地域協に発信している情報)

【(参考) 経営所得安定対策等推進事業実施要綱 抜粋】

(別紙 1)都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会について

第8 都道府県再生協議会及び地域再生協議会の業務運営の透明性の確保

1 都道府県再生協議会及び地域再生協議会は、その主催する会議を、予定を公表した上で、公開で行うよう努めるものとします。また、会員名簿、協議会の運営等に係る規約その他の規程、業務方法書、事業計画、活動報告等について、インターネット、広報誌等により、公開に努めてください。

(3) 問い合わせ先

これまでの問い合わせ実績や対応する事務局の業務効率化の観点から、問い合わせフォームは廃止する。

また、中央会農政営農課内にある情報センター専用の電話番号(211-2835)も廃止することとし、問い合わせ電話番号は県農産園芸課水田農業係 (280-5295) とする。

4. スケジュール

当面の間は既存の HP の一部改修を行いながら、掲載情報の限定等による業務効率化に努め、令和6年度内においてHPの全面リニューアルを行うこととする。